

畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

農政水産部畜産局畜産振興課

（趣旨）

第 1 条 県は、畜産経営における飼料高騰の影響を緩和させ、持続可能な畜産経営の確立を図るため、予算で定めるところにより、一般社団法人宮崎県配合飼料価格安定基金協会、宮崎県農業協同組合、飼料販売業者等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 県税に未納がないこと。
- （2） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （3） 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （4） その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号(畜産セーフティネット対策緊急強化事業は別記様式第1号-1、国産粗飼料緊急確保事業は別記様式第1号-2)、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)

(2) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)

(3) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後、5年間保存すること。

(2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第5号)

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書(別記様式第6号)及び補助事業の遂行状況を記載した書類

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 補助金を請求するときは、精算(概算)払請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときには、この期日を繰り下げることがある。

（１） 事業実績書（別記様式第 1 号）（畜産セーフティネット対策緊急強化事業は別記様式第 1 号－1、国産粗飼料緊急確保事業は別記様式第 1 号－2）

（２） 収支決算書（別記様式第 2 号）

（３） その他知事が必要と認める書類

2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 畜産経営飼料高騰対策支援事業費補助金交付要綱（令和 5 年 6 月 29 日定め）は、廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。

別表 1（第 3 条関係）

区分	補助対象経費	補助額	事業実施主体
畜産セーフティネット対策緊急強化事業	(1) 「配合飼料価格安定制度」に係る生産者積立金相当額	年間契約数量 1 トン当たり 200 円以内を 上限とする。	配合飼料価格安定基金協会 農業協同組合 飼料流通業者
	推進事務費	定額	
国産粗飼料緊急確保事業	(1) 大家畜経営体における国産粗飼料購入に係る負担軽減を目的に、販売額を減額することに要する経費 (対象となる粗飼料については、別表 2 のとおり)	1 トンあたり 3,500 円以内 を 上 限 と す る。	農業協同組合 飼料流通業者（コント ラクター組織含む） 粗飼料生産者（※）
	推進事務費	定額	

※粗飼料生産者においては、取引に関する書類（販売実績がわかるもの）を整理されていることとする。

別表 2（第 3 条関係）

対象となる粗飼料
・牧草（イタリアンライグラス等） ・青刈りとうもろこし ・エンバク ・ソルガム（ソルゴー） ・稲わら ・その他知事が特に認めるもの

別記
様式第1号ー1（第5条、第11条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容及び経費の区分

事業区分	件数	事業量	事業費	負 担 区 分			備 考
				県	補助事業者	その他	
			円	円	円	円	
畜産セーフティネット 対策緊急強化事業							
推進事務費							
合 計							

※ 事業区分には、別表1の区分の種類を記載すること。

3 事業完了（予定）年月日
令和 年 月 日

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

- 2 事業実施主体の概要
- (1) 事業実施主体名

(2) 代表者名

(3) 所在地

3 事業の内容（計画（実績））

補助対象粗飼料名	販売数量 (t)	販売戸数 (戸)	備 考
	t	戸	

4 経費の区分

事業区分	補助対象粗飼料名	販売数量	事業費 (A + B)	補助事業に要する (要した)経費 (A)	負担区分		備考
					県 (A)	その他 (B)	
国産粗飼料 緊急確保 事業		t	円	円	円	円	
推進 事務費			円	円	円	円	
計							
消費税							
合 計							

- ※ 事業区分には、別表 1 の区分の種類を記載すること。
- ※ 支援の対象は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月28日に宮崎県内の農場へ販売・納品されたもの。
- ※ 交付申請時には、販売数量や販売金額等が分かる書類や、その他事業計画に関する資料を添付すること。
- ※ 事業実施計画の変更に係る場合は、変更前の事業費を上段に（ ）書きで記入すること。

- 5 事業完了（予定）年月日
- 令和 年 月 日

収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住所

氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

特別徴収実施確認・開始誓約書

※チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- ☐ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- ☐ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- ☐ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- ☐ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住所

フリガナ
氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、 年度畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、☐にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住所

氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

年度畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け — により交付決定通知のあった畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金について、畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他必要な資料

（注）当該変更に係る部分については、その上段に、（ ）書きで変更前の計画を記載すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住所

氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

年度畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金遂行困難等報告書

年 月 日付け — により交付決定通知のあった畜産飼料
高騰対策緊急支援事業費補助金について、

（事業を中止（廃止）したい
予定の期間内に完了しない
遂行が困難になった）

ので、

畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

（理由）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住所
氏名
（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

担当者氏名
連 絡 先

年度畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金の精算（概算）払請求書

年 月 日付け により交付決定通知のあった畜産飼料
高騰対策緊急支援事業補助金について、下記のとおり金 円を請求します。

記

- 1 補助金交付決定額（A）円
- 2 既 受 領 額（B）円
- 3 今 回 請 求 額（C）円
- 4 残 高（A）－（B）－（C）円

口 座 振 替 申 出 表 示	
金融機関の名称	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
フリガナ 口 座 名 義	

債権者番号記載欄：

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住所

氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け — により交付決定のあった畜産飼料高騰
対策緊急支援事業補助金について、畜産飼料高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第 11
条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |